

議事録 概要

1	会 議 名	2026 年度 第 2 回 明石市社会福祉審議会
2	開催日時	2026 年（令和 8 年）8 月 31 日（月曜日）14 時 00 分～16 時 00 分
3	開催場所	明石市役所 議会棟 大会議室
4	出席者	審議会委員（27 人中 23 人）傍聴者 2 人
5	次 第	1 開 会 2 報告事項 （1）（仮称）明石市ケアラー支援条例の制定について 3 そ の 他 4 閉 会
6	配付資料等一覧	・ 会議次第 ・ 委員名簿 ・ 座席図 ・ 報告事項にかかる資料
7	議事詳細	別紙の議事録を参照

議事録 内容記録

司会	1 開会（14時00分） 本会議には、27名のうち、過半数を超える23名の出席をいただいているため、明石市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定に定める会議の成立要件を満たしていることをご報告いたします。 それでは、議事に先立ちまして、丸谷市長よりご挨拶申し上げます。
市長	平素より、皆様方には本市の市政の各般にわたりご協力、またご尽力賜っておりますことをこの場を借りて心からお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。 また本日は、伊藤委員長、水上委員長職務代理はじめ、それぞれお忙しい中、こうしてお集まりいただきまして本当にありがとうございます。感謝申し上げます。 今年度、明石市では、家族や身近な人の介護・看護・日常生活の世話等を行ううえで、過大な精神的負担、経済的負担等で、日常生活に支障が生じ、社会からも孤立するなど、深刻な状況に陥る可能性のあるケアラーを、社会全体で支えていくため、明石市ケアラー支援条例の制定を目指しております。 社会福祉審議会では日頃から社会福祉事業に携わっておられる方や学識経験者の皆様方に、福祉や子供に関する市の重要事項をご審議いただく、大事な場として、常日頃お世話になっているわけですが、本条例を制定するにあたりまして、その内容をご審議いただく、重要な機会と位置付けておりますので、本日もぜひ、ご議論いただきますようによりしくお願い申し上げます。 ヤングケアラーという言葉は、昨今マスコミでも取り上げられて、聞き馴染みのある方も多いと思われますが、近年では、仕事をしながらケアを担うワーキングケアラー、またケアと子育てを同時に行うダブルケアラー、そして高齢の配偶者や親などに対する老老介護や、障害のあるお子さんに対する老障介護を担う高齢のケアラーなど、様々なケアラーに関する課題がございます。 実は私自身も5歳のときに父が急逝しまして、その2週間後に母が妹を産むというなかで、母と妹と一緒に育てようと、「あなたは今日からお母さんの役割してね、私はお父さんの役割をするから」ということで、当たり前のように、妹を背負いあやしたり、ミルクをあげたり、私も小さなママとして、妹に関わりながら、ヤングケアラーという、状態を過ごしてきた経験がございます。当時の私は、本当に意気揚々と私の役割と思ってやっておりました。

ヤングケアラーという言葉を知ったのは、市議会議員になってからです。ヤングケアラーの勉強会に行ったときに、「これって私のこと？」と初めて気づいた次第です。

このように、そのケアラーに関する一番の課題は、自分が当事者であるということが認識しにくく、誰かに相談して助けを求めてもいいんだということが伝わりにくいことと思っております。

また、3月に母を見送ったのですが、まさにワーキングケアラーとして、1人で育ててもらった母を、最後まで、側で介護したいなと思って、ワーキングケアラーという経験もさせてもらいました。

その時に私自身の心の支えになったのは、お世話になっているケアの先生からの、「困ったらレスパイトしますから、いつでも頼ってください」という言葉でした。結局、最後までレスパイトはお願いしなかったのですが、その言葉に支えられて、最後まで、母を介護することができたかなと思っています。

そういう意味ではケアラーが孤立することがないように、ケアラー支援を世代を超えた社会問題として捉えて、地域社会全体で支えていく必要があるとの考えのもと、ケアラー支援条例の制定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

本年5月の第1回の社会福祉審議会は公務で出ることができず、本日このような話をさせていただきますが、ケアラー支援条例の制定について、皆様方から幅広い視点で多くのご意見を頂戴し、慎重にご審議いただきましたことを、この場をお借りして深くお礼を申し上げます。

その後、7月11日にタウンミーティングをさせていただいて、50名を超える市民の皆さんにご参加いただきました。その中では、18歳の壁の解消やレスパイト先の確保など、具体的なケアラー支援が早急に必要だとのご意見や、条例制定に期待するお声などをたくさんいただきました。

本日は、担当から、条例制定に向けた取り組みとこれまでのご意見を踏まえた条例素案についてご説明をさせていただきます。

委員の皆様には、改めまして、忌憚のないご意見、ご審議をお願いしたいと思います。

あわせまして、明石市の行政の各般に関しまして、今後も変わらぬご理解、ご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げます、開会にあたりましての私からのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速ではございますが議事に移らせていただきます。

議事進行につきましては、委員長よりお願いいたします。

委員長	皆さんこんにちは。いつものように、活発なご議論をお願いしたいと思います。 2 議事 (1) (仮称) 明石市ケアラー支援条例の制定に向けた取組について
事務局	—資料に基づき、市担当部署より説明—
委員長	それでは、委員の皆様からご質問とかご意見をお伺いしたいと思います。 いかがでしょうか。
委員	先ほど提案書として3枚の資料を事務局に提出しました。そのなかに私が条例について考えることを具体的に出しておりますので、私の意見を述べます。 先ほどタウンミーティングの話が出ました。 いわゆるまるちゃんカフェと言われる手法でやられていますが、どこまで市民の声が条例案に反映されているかということ、私は非常に疑問ではないかと思えます。 まず、タウンミーティングの時点で、ケアラー支援条例というものの姿が見えてない。見えてないものに対して、意見を聞いたということで、30万人の市民を有する明石市の意見聴取としては、若干問題があるんじゃないかと思えます。この素案を見せてから議論をするべきではないか。もちろん後でパブコメもするのですが、パブコメは10件程度意見がきたら良い方です。 だから、市民の意見を聞くということは、大事なことだけれど、大変なことだと思います。それをいかにしてこの条例に反映させるかということは、今後の明石市の課題ではないかと私は思っております。 今、全国で20以上の都道府県市町村に、このケアラー支援条例があるようです。いろいろある中で京都市は、京都市議会の議員全員一致で、市議会で制定された、条例であるということで非常に高く評価されています。 明石市は、子育てや福祉の分野で全国的に有名になってきているので、もう少しじっくり考えて、明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例のように、先進的で皆さんから注目されるようなケアラー支援条例にしてもらいたい。 この条例は、具体的な施策については、各部局でこれから行う施策の中で十分に、反映すると書いてあります。具体的に何をするのが全然見えない。 仮に条例がなくても、予算編成さえできれば、いくらでも支援はできると思う。

そういう意味でもやはりもう少しゆっくり作ったほうがいいと思う。

京都市の同条例と比較して劣っていると思うところがあるので申し上げます。

いわゆるケアを受ける対象ですが、京都市もそうですが、身体と精神障害とかいろんなこと書いていますけれど、知的障害が書いていない。広い意味で言えば知的障害も精神障害の中に入るのかもしれませんが、三障害と言われていて、精神・身体・知的と言われていています。知的障害が抜けていることについては、どういう意味で抜けているのかということをもっとお聞きしたい。ここに知的障害という文言を入れるべきではないか。精神障害の中に入っているとされると、支援対象として見えなくなってしまうので、明石市としては入れていただきたいと思っています。

それと、ヤングケアラーとおっしゃってますが、ヤングケアラーは18歳以下になるんでしょうか。京都市の条例では、ヤングケアラーを18歳以下として、19歳から40歳までを若者ケアラーとして、2つに分けてあるのですが、この定義をもう少し考えていただきたい。京都市の条例も特別支援学校の生徒などはケアを受ける側であっても、ケアラーには含まれていない。いわゆる知的障害の子はケアされる側としか定義されていない。でも知的障害の子も、一生懸命年を取ったお父さんお母さんの介護をしています。ケアする側、される側、どちらにもなりうるという形で定義していただきたい。

それと、補完していただきたいのが、言語が異なる外国から来て定着されている方のケアラーについてです。お父さんやお母さんが自分の国の言葉しか話すことができないので、子供が通訳しているケースが、外国人の家庭に多いと聞いている。多様性への配慮ということで、そういうことを追加していただきたい。

それと、当事者の参画っていう点が抜けている。明石市には市民参画条例という非常に先進的な条例があって、その中では審議会や委員会などに10人以上の委員がいる場合には、1名は障害当事者を入れなさいとなっている。この理念を条例にも入れていただきたい。

それと、財政上の措置の強化について、この条例には予算の範囲内で措置を講ずるものとするとして書いてあるんですね。予算の範囲内であればそれ以上はできないと読める。これを必要であれば予算をつけますとすると、言葉一つで見方が変わります。無制限という意味ではないですが、初めから枠を設ける必要はないのではないかと考えました。

明石でケアラー支援条例を作るのであれば、他市の後を追うようなものであれば意味がない。それを僕は言いたい。ぜひこの条例はつくっていただきたい。京都市は条例を作った翌年、京都市ケアラー支援推進計画というのを作するために、ケアラー支援推進協議会というのをつくって、ここには60以上の支援団体が入っ

ているんです。京都市 120 万人都市なので明石市も同じようにしろとは言いませんけれども、支援団体も入れて、最低でも年 1 回は会議をもって進捗状況をチェックするような体制が望ましい。

明石市もこの条例をつくってどうするのかということを、同時に出さないと、せっかく条例をつくって何をしてくれるのかと市民も思っている。非常に大切なことは、この条例を通して、明石市は〇〇をしますということを明確に市民に対してアピールして欲しい。

障害を持った子の親の気持ちとしては「この子がこの世から去る 1 秒後までは生きていたい」と思っている。支援をするということは生きがいであると同時に、心と体にプレッシャーがかかって助けてほしいと思っている。そんな思いの人達をこの条例で助けてほしい。ぜひいいものをみんなでつくって、本当に中身のあつものをつくってください。

委員長

委員の質問をまとめると、まず、身体・精神・知的という三障害に即して、知的障害が埋もれないように入れていただきたいということ、それから、海外から来た方もケアを受ける必要があるので、例えば親の通訳をしてるような子供たちも見えるようにしていただきたいということ、若者ケアラーをきちんと幅広く定義して欲しいということ、それから当事者参画の制度化をしてほしいということ。そして最後、予算の範囲内という箇所を見直してほしいということでしょうか。

事務局

ご意見ありがとうございました。先ほど委員もおっしゃった通り、現在全国で 36 の自治体がケアラー支援条例をつくっておりまして、京都市の条例も参考にしながら、条例制定を検討しております。

今回ご意見いただいた対象の中に、知的障害という言葉の明文化するかどうかというところに関しましては、精神障害の中に含めるという認識でおりましたので、これを修正するかどうかというところは、これから検討してまいりたいと思います。

ヤングケアラーの定義について、この条例では 18 歳未満という形で規定をしていますが、他の自治体では若者ケアラーということで、18 歳以上 40 歳未満ということで規定をしておられる自治体もございます。これに関しても、自治体の条例も見ながら、検討してまいりたいと思います。

また、知的障害をお持ちの方も、その親が高齢になればケアラーになりうるということは、今回ヒアリングをさせていただく中でも、ご意見はたくさんお伺いしておりまして、そのような視点を持ちながら、条例はつくっていきたいと考えております。

	また、言語のケアラーに関しては、市民に外国の方が多い自治体について、いくつか記載がございました。こちらに関しても、今回の条例の中で、どのように多様性というのを反映させていくのかというところは、検討したいと考えております。 当事者の参画については、条例の中では、体制整備の 12 条の中で、地域や民間支援団体等の相互間との緊密な連携の中で、支援を行うというところは記載がございましたが、もっと当事者の意見を入れるという観点を持ち、取り組んでいこうと思います。条例制定後も、制定して終わりというわけではなく、市内各地でのワークショップや出前講座なども含めまして、当事者のご意見も踏まえながら、今後の施策立案の参考にしていきたいと考えております。 併せて財政上の問題についても検討してまいります。 また、推進計画につきましては、現状での明石市の考え方としては、ケアラー支援ということで特別に 1 つ計画を作るというよりは、この条例の中でも書かせていただいているとおり、障害や介護などの個別計画の中で、それぞれの事情に即した内容で施策につなげていくことにしております。
委員	この問題は、産業とか教育とか福祉とか多岐にわたって関係してくるので、この問題を全体的にコントロールするような部局というのが必要なのではないかと思います。そして、部署ごとにそれぞれやっている施策を総合的にまとめて、1 つの大きな施策にするという、そういったやり方も考慮していただきたいと思います。
委員長	その他にございますか。
委員	今年ゆるやか連携ラボという介護・福祉・医療の実務者が集まって、色々な悩みごとや現場でのことを話し合えるような機会をつくろうという目的で、NPO 法人を立ち上げました。そこでは隔月で研修会を開催しておりまして、毎回 60 名～70 名の方が集まっています。 実はその研修でケアラー支援条例についてアンケート調査をさせていただきました。その結果をまとめると、半数の人たちは条例について、知らないということでしたが、条例の内容や理念については賛同するという方が非常に多かったです。またこの条例によってケアラーの方に対する状況が、改善していくのではないかと回答された方が、半数近くおられました。 一方で、これが理念条例で終わらず、介護者やケアラー、そして実務者が相互で協力し合っていけるような、きちっと現場を支えていく条例にしてほしいという

意見もありました。現場からこういった意見があったということをみなさんに知ってもらいたいと思い、発言させていただきました。

確かに、1年間でどこまでのことができるのかっていうのは、かなり厳しい状況ではあるとは思いますが、できる限りの期間の中で条例をつくって、提案いただけたらいいと思っております。

あとは実のある支援体制をどのように作れるかであると思います。今までも、ケアラーに対する支援というのはしていないわけではなかったと思います。例えば福祉まるごと相談窓口とか、いろんなかたちで市の方で対応されてきた。

それをどのように具体的に検証されているのか、どのように次に生かそうとして、こういう条例を立ち上げとこうとしたのかというのが少し見えないところがあります。

つまり、条文の中からは、市のどこの部署がどのような連携をして、どこが責任を持って総括していくのかが見えにくいということです。

そしてそれを関連団体に市としてどうもっていくのか。例えば、関係機関の役割のところですが民間団体の役割については記載がないですね。例えば民間団体というのは、ケアラーを支援する団体ということになっている。

では、今まで実務者として入っている福祉関係・介護関係の団体とはどういう関係を保っていけばいいのか。それをどう行政のサイドからは指導するのか。介護や障害も含めて、法令や条例がありますが、それらとどう関係するのかというのが見えにくいなと思いました。

市のどこの部署が関係するのか、あるいは統括部署をつくっていく必要があるのか、検討課題に上がっていてもいいのではないかと思います。

事務局

事前に委員よりアンケートをいただきました。丁寧なアンケートの内容で、こちらとしても気づきがある、大変ありがたいアンケートです。ありがとうございます。

アンケートでは条例については63%の方が知っておられるというご回答でした。今回この条例を制定するに当たってヒアリングを多くの機関にさせていただいたのですが、医療関係の団体への周知が足りてなかったなというのは、改めて反省しているところでございます。今後ともしっかりと周知をしていきたいと考えております。

ご質問にあった民間の関係機関については、条例にありますように、介護・高齢者福祉や障害者福祉の支援をされておられる事業者のことを関係機関とさせていただいております。民間支援団体の想定といたしましては、例えばNPOのような形で、ケアラー支援に関して、ご助力いただくような団体を想定しております。

	す。明石では現在このような団体はありませんが、京都市ではそのような団体の支援もされているとお伺いしましたので、今後、このような団体との協力関係ができたらと期待して条例には入れさせていただいています。どういうふうに規定していくかは今後検討してまいりたいと考えております。 実際の支援について、どのような部署がどう連携していくのかというところですが、例えばケアラーについて相談を受けたとして、それを1つの部署で受けるのではなく、その関連部署に繋げていくということが、大切だと考えております。例えばヤングケアラーなら、関連部署で会議をして、それぞれの部署の役割を明確にし支援をしていくという体制ができておりますので、そのようなものも参考にしながら、ケアラー支援の体制を整えていきたいと考えているところです。
委員	関連部署についてはいくつかあると思いますが、具体的には出しづらいですか。
事務局	具体的に出しづらいというわけではないのですが、ケアラー支援の問題は、複合的な問題でありますので、介護や障害の部署、こども・教育関係、様々な部署が知恵を出し合う必要があると考えております。今は具体的な事例があるわけではないので、こういった伝え方になります。
委員	これって複合的な支援体制の構築と同じことですね。 条例ができて、「できました」で終わってしまうのではいけないと思う。実効性を持っていかないといけないわけですし、それは組織であり人であるので、もう少し具体的に話し合ったほうがいいと考えるのですがいかがでしょうか。
事務局	具体的に考えていくこと、検討も必要だと考えております。 条例ができて終わりではなく、実効性のあるものにしていくには、我々の市役所の支援体制やどのように周知をして市全体でケアラー支援に関する課題を受けとめていくかも大事になると思います。周知啓発の観点と、また市の組織の体制整備と、施策の3つをしっかりと検討して、実効性のある条例になっていくように、検討してまいりたいと考えております。
委員長	他の方いかがでしょうか。
委員	各論的になるのですが、緊急ショートやレスパイトの施設利用についてどこまで考えているのかをお聞きしたい。

	緊急ショートといっても特養であれば、介護度が3以上ないと利用できない。老健であれば、情報提供やその他諸々を入れると、緊急といえども1週間以上かかることが現状です。 このあたりについて、ケアマネをいかに活用される予定でしょうか。これ以上、ケアマネ自身のシャドーワークが増えることを私は非常に懸念しております。 介護保険が始まる前であれば、奥さんが旦那さんの介護をしている場合、息子とか娘夫婦が実家に帰ってくると、介護を息子や娘に任せる。そうすると、介護の対象外である奥さん自身がショートステイで、いわゆるレスパイトのために施設に入るといようなことをやっていたことがあります。介護保険制度ではそれはできないわけなんです、そういうことまで考えているかということをお聞きしたい。ケアマネのシャドーワークがこれ以上増えることは、絶対反対ということをお聞きしますので、その辺をお聞きしたいと思います。
事務局	今回ケアマネジャーの部会にもヒアリングをしていく中で、その点についてもご意見をいただいております。シャドーワークの話であったり、またどのようにショートステイとかその支援につなげていくのかという、ご意見もいただいております。ショートステイやレスパイトに関係するご意見・ご要望は非常にたくさんありまして、しっかりそこにお応えできるように、体制の整備が必要だと考えております。 今回条例の中でも、介護の負担の軽減や一時的な休息については、条例の中に記載をさせていただいておりますので、介護の部門とも連携しながら検討していきたいと考えております。
委員長	他にはいかがでしょうか。
委員	この条例を読んで、ケアラーだったらどういう支援が必要なのかというマネジメントをしていくことが大事だと思います。そのためには、ケアラーの相談窓口が必要ではないでしょうか。それぞれのいろんな困りごとによって窓口が違うので難しいですが、関係機関の連携が必要だと思います。 あと、必須事項ではないけれども、逐条解説も必要ではないでしょうか。例えば、11条であれば、介護・高齢者の福祉、障害者及び障害児の支援、医療、教育、などが記載されていますが、何を指しているのかの解説が必要ではないでしょうか。解説をみて、色々な個別計画と結びついていることがわかれば、それらを総合的に結びつけることができる。このようなものが必要だと思います。 大きな目を見て、あるものとあるものを結びつけて、マネジメントするような視

	点が必要ではないでしょうか。
事務局	ありがとうございます。ケースマネジメントやケアラーの相談窓口というのは、現状は福祉まるごと相談という窓口がございます。その中で、ケアマネの方には日ごろから家族支援という視点を持って支援いただいております。 今回ケアラー支援条例ができた暁には、家族支援の部分を拡大しケアラー支援という視点も持って、その相談を他の機関や部署につなげる体制を構築していく必要があると考えております。 逐条解説につきましては、委員のおっしゃる通り、条例ができて、市民にわかりづらければ意味がないと思いますので、わかりやすい広報や周知を心がけるようにいたします。それが逐条解説なのか、わかりやすいチラシであったり啓発の冊子なのかということも含めまして今後検討させていただきたいと思います。
委員長	他にございますか。
委員	まず、こういう条例ができるのはすごく素晴らしいということ前提として発言します。 ケアラーの方を支援していくということは、本当にいろんなものを変えていかないといけないんです。例えば、医療的ケアが必要な方が行く場所がないということで、看護師不足などによってケアラーの方はレスパイト、ショートステイも遠くの施設に行っているという現状がある。また、放課後デイサービスで18歳までは、夕方6時ぐらいまで見てもらえるけれども、18歳以上になったら4時ぐらいになったら帰ってくるから、お仕事を辞めないといけないというお母さんケアラーの課題とか、ケアラー支援をしていく＝いろいろな制度を変えていかないといけない。 明石市民病院も、受けていただけないことが非常に多くて、加古川や神戸へみなさん行かれています。その中で市民病院をどのように変えるのか。このケアラー問題を解決していくためにはいろいろなところをてこ入れしていかないとはいけません＝お金もかかります。 だから、ケアラー支援はすごく良いと思うのですが、今苦しんでいる人達のためにこれを本格的にするなら、色々なものをてこ入れしていかないとはいけないということが明確になってくると思います。 これまでもヘルパーを少し増やしてほしいなどお願いをしてきても、これは制度外ですからできませんとされてきたので、お金という意味でも本当に腹をくくらないといけないと思います。

	実際に当事者の方やその親の相談をずっと受けている者からすると、条例を作ることはいいことだけれども、これを解決するのはすごく大変だぞというのが感想です。 条例をつくる中でも、解決するにはどういう問題があるかを明確に出されたうえで、本当にこれで解決できるのかを予算を含めて考えていただいて、希望の持てるものにしていただけたら非常にありがたいなと思っています。なぜこれを言うかということ、医療的ケアの課ができて、ある意味期待したのですが、それは医療的ケア「児」に対してだったんです。医療的ケア「者」の方は対象ではなかった。だから何かができるというのはすごく良いのですが、実際に制度が回っていかないと意味がない。本当に死ぬか生きるかの中で、ケアラーの方たちはすごくしんどい思いをされているので、ぜひ本当腹をくくってやっていただけたら非常に嬉しいと思います。
事務局	ヒアリングをしていく中で、待ったなしであったり、支援が必ず必要だというご意見は、たくさん聞いておりまして、委員のおっしゃるとおりだと感じております。 体制につきましても、これから予算編成の時期になっていきますので、ケアラー支援に関してどのような事業をしていくかというのはこれから審議をしていくかたちになります。委員のおっしゃるとおり予算がかかることもたくさんあるでしょうし、しっかりと庁内でも議論して進めてまいりたいと考えております。
委員長	他にございますか。
委員	私も相談支援連絡会の場所で、市にヒアリングしていただいた際に、発言させてもらいました。私は障害者支援の立場ですので、精神障害を抱える中高年の男性が、高齢者の親を介護しているという人たちが何人かいましたので、そういう事例を紹介させていただきました。 他の方々の発言を聞いていると、重度行動障害がある人や医療的ケア児のショートステイ、レスパイトケアの問題なんかも出ました。そういう話を聞いていると、そもそも市の条例では対応できないことなんですよ。本来の制度の不備がケアラーを生んでいる。そこにメスを入れないと、明石市が良い条例をつくっても、おそらく機能しないと思います。何も、市が国の制度の補完をする必要はないです。国にしっかりやってもらったらいいいと僕は思っています。 ですので、この推進体制というものが、各制度の不備をどういうふうには是正して、充実、拡充していくことによって、ケアラーを生み出さないという方向性を確認

	していただくのが一番いいんじゃないかと思います。おそらくいい条例を作られると思うんですけども、無理です。はっきり言って、大変なだけで、実効性がほとんどないんじゃないかと思います。やっぱり制度を変えていくっていう視点を充実させていくっていう考えを落とさないようにしていただきたいというのが私の希望です。
事務局	ありがとうございます。もちろん、国の体制や法律は変わったりしますので、そのようなところは注視しながら、条例ができて何も変わらないのではないかとと言われることのないように、実効性のあるものにしていきたいと思っています。元々の国の不備をどう正していくかというところは市としては要望上げていくなどとなるかもしれませんが、その辺りの観点を持ちながら、取り組んでまいりたいと考えております
委員長	他にございますか。
委員	ケアラー支援条例の素案では、ヤングケアラーの定義は18歳未満ですけど、一方で明石市こども総合支援条例では、子どもの定義は20歳未満だと思うので、2つの条例の関係性と言いますか、同じヤングケアラーを支援する条例ですので、対象をもうちょっと明確にしたほうがよいのではないかというのが1点です。 あと素案では、ヤングケアラーを2条の2項で定義をしておられて、ヤングケアラーに関する記載が8条にはあるんですがそれ以外には特にない。実際にヤングケアラー自身が意見聴取の場に出てくるのは難しくて、当事者の声は酌み取りにくいのかなと感じています。ただ市長のお話でもヤングケアラーを助けていこう、支援していこうというところが、この条例のきっかけでもあるということを考えると、もう少しヤングケアラーについて、条文に明確に記載してもいいのかなと感じました。
事務局	ヤングケアラーの規定に関しては、今回この条例で18歳未満とさせていただきますが、理解としては、就学している年齢ということで高校生までを想定しています。他市の条例を見ると、おおむね18歳未満という書きぶりが多いと考えていますが、こども総合支援条例で20歳になっているところの整合性については、今後、法務担当にも確認し、検討していきたいと考えています。 今回の条例の中でヤングケアラーが出てくるのが、8条の記載と、9条についてもヤングケアラーの関係に近いものになっております。 実際、ヤングケアラーに関わる支援というのは明石市の方でも、すでに取り組み

委員長	を進めておりますので、さらに支援が進むように、条例を作らせていただきます。また、担当部署とも相談しながら、しっかりと検討してまいりたいと考えています。 他にございますか。
委員	ケアラー支援条例はとても大切なものであって、これができるということ自体がとても意義のあることなのかなと考えながら読ませていただいています。 虐待の防止、介護殺人の予防、そこまで繋がるようになれるか。そうは言っても予算の問題もあって、すべてをこの条例に含めていくのは難しいだろうと考えています。 その中で大事になってくるのは、理念をしっかりと示していくことだと考えています。特に基本理念の第3条についてですが、すべてのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行わなければならないと記載されています。高齢者の条例などでは、「尊厳」という言葉を使ったりしますが、「尊厳を持ち」とか、「すべてのケアラーが個人として尊重され、尊厳を持ち、健康で文化的な生活を営むことができる」とか、何かここにもう一言入れる必要があるんじゃないかなと感じています。
事務局	基本理念が一番大切なところですので、先ほどおっしゃっていただいたような「尊厳」という言葉や、「すべてのケアラーが個人として尊重され」といった内容は、記載すべきか検討してまいりたいと思います。あったほうが良いのかなと思いましたので、前向きに検討させていただきます。
委員長	他にございますか。
委員	第3章、基本的施策のところです。 第9条(1)相談支援体制が核になることは確かですが、そこから広がる相談支援だけではない、受け皿や支援の場といったところも何か言葉を追加していただければ伝わりやすくなるのではないかと思います。 あと、(5)ケアラー支援を担う人材の育成、研修実施、情報提供も必要ではあるんですが、やはり人そのものが足りていない。そういったことをどう表現をするかを、もう一度検討いただきたい。 あと、条例制定後に定期的な、実態把握、評価見直しというものをしっかりとしていくことの記載が書かれていないため、条例になるか施行規則になるのかわか

事務局

りませんが、その点を記載する予定あるかをお聞きしたい。

まず1つ目、第9条(1)ですが、相談を受け、それを支援につなげるということが肝だと思っておりますので、どう表現するかしっかり考えていきたいと思えます。

2つ目、第9条(5)の人材の確保について、人材が足りないというのは、ヒアリングでもたくさんご意見いただいております、ヘルパーや訪問看護の人材が足りないというのは、課題として認識しております。市の中でも福祉の人材確保に関わる部署はありますので、人材育成、人材確保という観点を持っていきたいと考えております。条例の中で、人材の育成の確保と明記するかについては、今後検討してまいりたいと思えます。

最後に、この条例ができた後の支援内容への評価や検証について、こちらでも条例の中に記載はありませんが、もちろん行っていく必要があると考えております。これについて、何か規則や計画を直接作ということは現状考えておりませんが、個別計画の中に落とし込んでいくという記載が条例の中にありますので、個別計画を検証していく中で、各ケアラー支援に関しても評価を横断的に見ていきたいと思えます。

委員長

他にございますか。

委員

他の委員もおっしゃられましたが、この条例というのは簡単ではないんですよ。国の基本的な施策の問題から発生しているものである。

今までは、おじいちゃん、おばあちゃんがいて、3世代がうまく助けあってそれなりに家族同士がケアし合ってきて、成立していた福祉政策が国のベースになっていて、今は成立しない。実際は親も子も別々に暮らしている。生活実態と、今までのその制度とがちょっと乖離しすぎて、もうその今までの生活の実態におおんぶしたような制度が成り立たない状況になっている。明石市もこの問題にまともに取り組んだら、福祉局とかこども局だけが、頑張るってやるようなことじゃないんですよ。全市的な中で、横断的なプロジェクトチームを部長クラスで作るぐらいやらないといけない。これをまともにやろうと思ったら予算や人がたくさん必要で大変な条例に手を付けたわけですよ。その中で具体的にやれることをやってもらわないといけないから難しい選択もあると思いますが、どのようにまとめられるのかわかりませんが、今のままでは難しいと思いました。

委員長	３ その他 それでは次第の３に進みたいと思います。 次回の会議は、11月頃に書面開催を予定しています。内容としましては、本日の議題であった（仮称）明石市ケアラー支援条例の制定に向け、パブリックコメントの意見を受け、最終の条例案をお示しさせていただき、皆様からご意見をいただく予定としております。よろしくお願いいたします。 さらに、今年度は、もう一度、通常開催を予定しており、来年２月頃を予定しております。日程につきましては、多少前後する場合も考えられますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それではこれ以外に、今日のこと以外で委員の皆様から市の福祉施策等に関し、何かご意見ご質問等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。
事務局	事務局より連絡 ４ 閉会 １５：３５